

令和5年10月10日

由利本荘市地域包括支援センター

公募要領、仕様書等への回答について

由利本荘市中央地域包括支援センター運營業務委託プロポーザルに係わる質問について、下記のとおり回答いたします。

質問要旨	回答要旨
<p>【公募要領 5 ページ】</p> <p>9. 業務に関する費用</p> <p>(2) 委託料の支払い方法</p> <p>会計年度（4月1日～翌年3月31日）ごとに受託者からの請求により支払うとあるが、事業年度末1回の請求なのか。</p>	<p>委託料の支払い方法については、受託者との協議になりますが、2期（4・10月）または四半期（4・7・10・1月）ごとの請求・支払いを想定しています。</p>
<p>【仕様書 2 ページ】</p> <p>7. 職員配置</p> <p>3職種を各2名以上、計6名以上を配置することとあるが、関連法にみられる常勤換算的な解釈で構わないか。</p> <p>また、専従・兼務の可否については。例えば、同一職種2名中1名は同一敷地内の他業務との兼務の可否など。</p>	<p>職員配置については、介護保険法施行規則により配置基準が定められています。よって、3職種の配置については、第一号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに、それぞれ各1人の配置が必要となります。</p> <p>また、専従・兼務の可否については、下記の介護保険法施行規則にも「専らその職務に従事する常勤の職員」とありますとおり、兼務は不可となります。</p> <p>【介護保険法施行規則第140条66第1号】</p> <p>地域包括支援センターには、包括的事業を適切に実施するため、①保健師、②社会福祉士、③主任介護支援専門員を置くこと。また、地域包括支援センターが担当する区域における、第一号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき、専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員（これらに準ずる者を含む。）それぞれ各1人とする。</p>